

平成 24 年 3 月 14 日

中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会構成員

(社)全日本病院協会副会長

神野 正博

「中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会」

構成員意見書

既に本会合の第 1 回目に意見を述べたが、改めて本検討会開催の趣旨に則り、下記の意見を提出する。

1. 1 億円以上に上る国家予算を投入する事業が、公開による入札ではなく、随意契約であることに異議を唱える。
2. 下記、論点整理で示された理由は、あくまでも日本看護協会に指名委託するための理由であり、その考え方に無理がある。詳細は、論点整理（案）に従って指摘する。
3. 特に、稼働中の NCCS なるコンピュータシステムを「人質」に日本看護協会指名委託の必要性を唱えるが、このシステムはみずほ情報総研に再委託されているものであり、他事業者が元請け委託先になっても継続性は担保されるはずである。また、このシステムとシステム内の情報の帰属は、委託元である厚生労働省に帰属するべきであり、委託先に左右されるものではない。
4. ナースセンター事業より多くの求人、求職を扱うハローワークを所管する労働基準局労働条件政策課において、現在『看護師等の「雇用の質」の向上に関する省内プロジェクトチーム』の指摘に従い、『看護師等の雇用の質の向上のための取り組み』と称して看護職員の雇用形態や労働時間、再就業支援等の事業を全国で進めようとしているが、この事業と中央ナースセンター事業に重複があると思われる。行政の無駄を省く見地から一方の事業内容を大幅に削減すべきである。
5. 以上より、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書において選定方法等の「新たなルール」を検討すべきであるという指摘を実行することを提言する。

論 点 整 理 （案） （第 1 回検討会資料 4 より）

1. 指定制度の趣旨等

○ 中央ナースセンターは、看護師等の人材確保の促進に関する法律（以下「人材確保法」という。）に基づき、都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこととされているが、看護師等の就業を円滑に進めるための専門的な無料職業紹介は、同法制定以前から都道府県単位でナースバンク事業として行われ、同事業では職能団体としてのネットワーク等をいかしながら、働く意欲を持つ看護師等の掘り起こしを行うとともに、ニーズに適した職場に就職できるように努めてきたのではない。

（コメント）以前から、事業を行っているという理由で、新規参入規制をすべきではない。

○ ナースセンターは、都道府県ナースセンターと中央ナースセンターから構成されるが、ナースバンク事業を内容的にも発展・強化するとともに、指定法人として法定化することによって、看護師等についても一層安心して相談や職業紹介などを受けることができるようにしたものではなかったか。

(コメント) 第1回検討会資料においても、ハローワークの利用よりも利用頻度が少なく、アンケートにおいても看護職員の再就職の効果はハローワークよりも劣る。**何を持って「安心して」というのか？その証拠を示していただきたい。**

○ 中央ナースセンターは、平成22年度においては、①機関誌等による広報、②進路相談のための情報収集及び情報提供、③都道府県のナースセンター事業担当者会議の開催、④都道府県ナースセンター事業実施状況調査、⑤訪問看護師養成講習会実施状況調査のほか、⑥ナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS※)及びeナースセンターの運用、⑦NCCS登録データに基づく看護職員の需給、就業動向の把握及び分析を行っているが、これらの業務の実施状況は、上記のナースセンターの法定化の趣旨にかんがみ、十分なものといえるか。

(※) 各都道府県ナースセンターで行っている無料職業紹介システム(eナースセンター)及び都道府県ナースセンター業務システムの総称

2. 指定制度の必要性

○ 平成22年12月に取りまとめられた「第七次看護職員需給見通しに関する検討報告書」によれば、看護職員の需要見通しは、平成23年の約140万4000人から、平成27年には約150万1000人に増加する見込みである一方、看護職員の供給見通しは、平成23年の約134万8000人から、平成27年には約148万人6000人に増加する見込みとなっている

(人数はいずれも常勤換算)が、この需給見通しを着実に実現し、質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制を整備するため看護職員の確保対策を推進していく上で、ナースバンク事業はますます重要なものとなっているのではないか。

(コメント) そもそも、第7次看護職員需給見通しに関する検討会で、日本看護協会代表委員は、さらなる看護師供給増を図るべきであるという意見に異を唱えていた。そのような事業体に看護職員確保を委託していいのか。

○ 都道府県ナースセンターを通じたナースバンクは、中央ナースセンターによる NCCSの運用を始めとした各種の連絡調整業務を実施することなしに、円滑に事業を展開していくことが困難であり、これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする民間団体において行う方がより円滑かつ効率的に実施することが期待できるものと考えられるのではないか。

(コメント) 看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする民間団体を日本看護協会だけなのか？断定することに違和感をおぼえる。

○ 連絡調整業務の中核には、NCCS というコンピュータシステムがあることから、重複投資を回避し、業務の効率化を図る観点からも、全国を通じて 1 法人に限り指定する指定法人制度を維持することが適当と考えられるのではないか。

(コメント) 先に挙げたように **NCCS** のシステムの運営はみずほ情報総研であり、本システムは委託先が変われば、移管されるべき。

3. 指定先の選定方法等

○ 日本看護協会に対する法に基づく中央ナースセンターの指定は、上記のとおり、法制定以前からナースバンク事業を支えてきた職能団体であることを考慮して行われたものであり、その後 20 年近くにわたって業務を継続しており、NCCS の運用を始めとして様々なノウハウが蓄積されてきており、現時点において他に代わるべき法人も存在しないのではないか。

(コメント) 過去に事業を行ったからと言って、国の事業の委託先を固定、指名するものではない。参入要件を明確にした上で、公募することなしに「他に代わるべき法人も存在しない」と断定すべきではない。

○ 「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書において選定方法等の「新たなルール」の検討についても指摘されているが、中央ナースセンターにおいては、NCCS の運用を始めとして都道府県ナースセンターとの連絡調整業務など継続性が重視される業務が中心となっていることから、少なくとも短期的に指定を見直しすることは馴染まないのではないか。

(コメント) 何を持って、「短期的」と言うのか？すでに本事業は 20 年近く同一団体に指定されている。

以上